

鳥取大学サーフィン部 規約

第一章 総則

第一条 本部は『鳥取大学サーフィン部』と称する。

第二条 本部は鳥取市湖山町南四丁目 101 鳥取大学内におく。

第三条 本部は鳥取大学に在学する学生、大学院生、研究生等で組織する。

第四条 本部はサーフィン、ボディボードを通じて技術の向上をはかるとともに、部員相互の交流や地域のサーファーとの交流を深め、心身ともに成長していくことを目的とする。

第五条 練習は波がある日において、各部員が選んだポイントで行なうものとする。

第二章 入部および退部

第六条 本部への入部および退部は自由にこれをおこなうことができる。

第七条 本部に入部しようとするもの、また本部から退部しようとするものは部長に届け出るものとする。

第三章 役員

第八条 次の役員を置く。

部長 1名 副部長 1名

第四章 合宿および大会

第九条 合宿は長期休暇中に行なうものとする。

第十条 大会は地域の大会に出場し、出場の手続きなどは各個人が各自で行なうものとする。

第十一条 合宿、大会は実施後、活動報告書を大学に提出、報告をする。